2025年度に愛知県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて

2025年度において、他の都道府県から愛知県に入猟しようとする者の取扱いは、次のとおりとする。

1	狩猟者	音録	申請	書 の	提出	先

T 453-0016

名古屋市中村区竹橋町36番31号(旧中村区役所3階)

一般社団法人 愛知県猟友会

電話番号 052-526-1410

2 提出書類

<u>一度、提出された書類は、いかなる理由であれ返却は致しません。提出書</u>類については、慎重に判断したうえでご提出をお願いします。

(1)狩猟者登録申請書····································	1 部
(2)狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は一般社団法人である各都道	
府県猟友会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免状の写し ・・・・・・・	1 部
(3)当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証	
明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書、	
又はこれらに準ずる資産に関する証明書 ・・・・・・・・・・・・	1 部
(4)写真(最近6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、	
横 2.4cm で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) ・・・・・・ 2	2 枚※
※ 愛知県においては同じ申請日に複数種別の狩猟者登録申請書の提出があった	-
場合、狩猟者登録証を1枚にまとめて発行しています。複数種別の狩猟者登録申	<u> </u>
請書を提出する場合は各申請書に1枚ずつ写真を貼付し、狩猟者登録申請書貼付	<u></u>
用の写真1枚の提出をお願いします。	
3 狩猟税の減免措置を受けようとする場合に必要な提出書類	
(1) 対象鳥獣捕獲員 (課税免除)	
・愛知県内の市町村の対象鳥獣捕獲員であることを証する書類・・・・・	1 部
※ 対象鳥獣捕獲員とは、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のた	
めの特別措置に関する法律」に定める鳥獣被害対策実施隊員のうち、主	
として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村	
長に指名され、又は任命された者をいう。	
(2) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者 (課税免除)	
・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し ・・・・・・・・・・・	1 部
・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書面・・・・・・	1 部
・愛知県内において認定鳥獣捕獲等事業(認定を受けた猟法・対象鳥獣にか	
	1 部
	1 部
	• • •
(3)申請前1年以内に愛知県内で管理を目的とした許可にかかる捕獲等を行った者(光短1/2)	
(税額1/2)	
ア 法第9条第1項の許可を受け捕獲等を行った者	

部	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•			ř 類	5 書	ずる	に準	はこれ	又以	写し	証の	許可	•	
	Ė	等。	獲	(捕	類	書	る	ず	準	に	: h	はこ	又		た	し	己載	寺を言	の報	13 項	第]	9条	法第	• }	
1 部	-		• (•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	の)	たも	さされ	記載	日が	 たしたし	ĵ	
			者	た	· つ	行	きを	美等	前獲	て打	し	と	₮者	従事	0)	: 者	けた	を受	許可	項の	第 1	9条	去第	Ý.	イ
1 部		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	類	書	ドる	準す	れに	スはこ	まし	07	者証	従事	• :	
	烪	鳥兽	た	争し	蒦 鸰	浦犭	. ‡	所、	場	た	にし	き 事	に往	等	前獲	(排	類	た書	記載し	果を言	結身	等の	捕獲	• ;	
1 部)	\mathcal{O}	ŧ,	+	ħ	<i>t</i> (一畫	が言	Ħ,	t-	を 1	垒	獲	捕	概要	階の	r bl	昌 数	粨 別	の種類	G	

4 税金、手数料及び郵送料

(1)狩猟税

狩猟登録の 種類	区分	狩猟税
	① 県民税の所得割額を納める人② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	8,200円
網 猟 又は わな猟	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人④ ②の人で農林水産業に従事する人⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	5,500円
	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	16,500円
第1種銃猟	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人 ④ ②の人で農林水産業に従事する人 ⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	11,000円
第2種銃猟		5,500円

- ※ 上表の③、④又は⑤に該当する人は、県民税の所得割額等に関する証明書を、 対象鳥獣捕獲員については、市町村の発行する証明書を添付。
- ※ 3 (3) に該当する者は表2分の1 (100円未満切り捨て)。
- (2) 狩猟者登録手数料 1,800円

(例:網猟、わな猟、第1種銃猟の3種類の登録をする場合には、1,800円 × 3 = 5,400円)

(3) 郵送料

不要(狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図は、宅急便で料金着払いで送付するため。)

5 狩猟税及び手数料の納付方法

口座振込、又は現金書留とする。

(1)銀行振込の場合

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所

一般社団法人 愛知県猟友会

代表理事 丸山 泰裕 (まるやま やすひろ)

普通預金口座 No. 0923497

(2) 現金書留送付先

狩猟者登録申請書の提出先に同じ。

6 その他

- (1)申請書の受付は、2025年10月1日(水)から狩猟期間内とします。ただし、10月20日(月)以降に申請書が到着したものについては、初猟日(11月15日(土))までに狩猟者登録証の交付ができない場合があります。
- (2)申請手続きは、できるだけ狩猟者団体等で取りまとめの上、別紙様式による送付書を添付して一括申請してください。
- (3) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (4)申請書に不備(記入もれ、住所の相違等)があるものは受理しないので、提出 にあたっては十分注意してください。
- (5)狩猟期間について
 - 狩猟期間

2025年11月15日(土)から2026年2月15日(日)まで

○ 狩猟期間の延長

2025年11月15日(土)から2026年3月15日(日)まで

第二種特定鳥獣管理計画対象種(イノシシ・ニホンジカ)について、計画対象 区域^(注)に限り狩猟期間を延長しているため、延長期間(2月15日~3月15日) に狩猟を行う場合は注意してください。

(注) 計画対象区域

ニホンジカ: 名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村(18市町村)

イノシシ:県内全域

7 豚熱等への対応

愛知県では、2018 年度以降、毎年、豚熱に感染した野生イノシシが複数確認されています。

豚熱の感染拡大防止のため、以下の防疫措置に御協力ください。

○ 防疫措置について

本県の豚熱ウイルス感染確認区域(陽性エリア)*に入猟する場合には、別添2及び3の内容の防疫措置をお願いします。

※ イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域を含む市町村の全域。 別添3の地図のとおり。

○ 陽性エリアについて

イノシシの豚熱ウイルス検査結果により、変更される可能性があります。出猟前に、以下のwebページを御確認ください。

https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/shuryou.html

○ その他留意事項

今後、イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱の発生状況により、狩猟を制限する可能性があります。狩猟者登録申請後においては、狩猟税及び登録手数料については返還できませんので、御留意ください。

令和 年 月 日

一般社団法人愛知県猟友会長 殿

住所 (郵便番号)

氏名 (代表者)

連絡用電話番号

狩猟者登録申請書送付書

7) 抓住 立跡 中間 自									
送付番号	登録証 の種類	氏 名	狩 猟 税	登録手数料	備 考				
			円	円					
計		人	円	円					
総会	全 額								